

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領

(平成 27 年 2 月 19 日平成 26 年度要領第 11 号)

最近改正 平成 28 年 6 月 21 日平成 28 年度要領第 3 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 18 号。以下「交付要綱」という。)第 22 条の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマーク(以下「ロゴマーク等」という。)の表示に関し必要な事項を定める。

(表示方法)

第 2 条 ロゴマーク等の表示方法については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 施設への表示方法

施設については、ロゴマーク等を表示した標識を設置すること。なお、標識は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 大きさは、B3 サイズ(縦 364mm×横 514mm)以上とすること。

イ 材質は、耐久性のあるものとする。

ウ 表示文は、「この〇〇は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて整備した施設であることを明確に表現したものとする。

エ 設置場所は、施設の入口等人目につく場所とすること。

(2) スポーツ教室、スポーツ大会等における表示方法

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から配布又は貸与されたフラッグやバナーについては、見やすい位置に表示すること。

イ 看板については、ロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとする。

(3) パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、ロゴマーク等を見やすい位置(原則として表紙)に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとする。

(4) Web サイトへの表示方法

助成事業者の Web サイトに、助成事業の案内や報告を掲載する場合は、ロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「スポーツ振興くじ助成事業」、「この〇〇(大会など)は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施(開催)されています」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

(5) 取得財産等への表示方法

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、ロゴマークを表示すること。

(6) その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料をセンターに提出し、承認を得ること。

センターは、表示方法を確認の上、電子メール等により回答する。

(表示に係る手続)

第3条 表示する際に必要なロゴマークは、センターのホームページからダウンロードして使用することとし、次の内容が分かる資料を電子メール等でセンターに提出すること。

(1) 施設への表示(第2条第1項第1号に係る表示)

標識の設置場所、標識記載の文言(案)及び標識の大きさ・材質・固定方法

(2) その他の表示(第2条第1項第2号から第6号に係る表示)

表示位置、表示の文言(案)及び表示の大きさ

2 センターは、提出された資料について、表示の内容を確認の上、電子メール等により回答する。

この際、表示の内容に問題がない場合は、そのまま事業を実施(ロゴマーク等を表示)し、センターから指摘のあった場合は、表示の内容を修正の上、改めて修正された内容が分かる資料をセンターに提出すること。センターは、修正された内容を確認の上、電子メール等により回答する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月21日平成28年度要領第3号)

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

ロゴマーク等の表示に関する注意事項について

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱第22条に基づき、助成事業者は、助成事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークの表示を行わなければならないこととされています。

ロゴマーク等の表示を行わなかった場合は、助成金の交付の決定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

ロゴマークの仕様

ロゴマークは以下の URL からダウンロードすることができます。

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/109/Default.aspx>

スポーツくじ



<スポーツくじ (toto・BIG) カラー>



DIC2538 or PANTONE116C
※近似色 (C:0 M:15 Y:100 K:0)

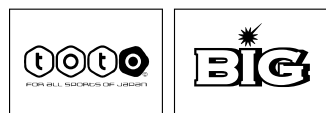


DICF240
※近似色 (C:0 M:97 Y:100 K:0)



DIC582 or PANTONE Process Black C
※近似色 (C:0 M:0 Y:0 K:100)

スポーツくじ



<スポーツくじ (toto・BIG) モノクロ>



DIC582 or PANTONE Process Black C
※近似色 (C:0 M:0 Y:0 K:100)

- ※ 「スポーツくじ」「toto」「BIG」の3要素は一体的に使用し、バランスを変えずに使用してください。
- ※ 縦横の比率は固定で、拡大・縮小して使用してください。
- ※ 「スポーツくじ」文字部分の色指定は、背景色によっては白文字に変更しても構いません。
- ※ ロゴマークに影響を与える色地（写真）、または、複雑な絵柄（写真）の背景にロゴマークをのせる場合は、白ベタで外周の幅を設けることとします。
なお、ロゴマークに影響を与えない色地等の上のにせる場合は、背景を透過させても構いません。

×

誤用例



背景色の影響で、「スポーツくじ」文字部分、または、「toto」「BIG」部分が消えてしまうため

○

正しい
使用例

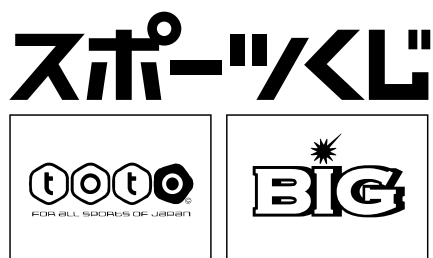


ロゴマークの種類

【Aタイプ】



【Bタイプ】



【Cタイプ】



【Dタイプ】

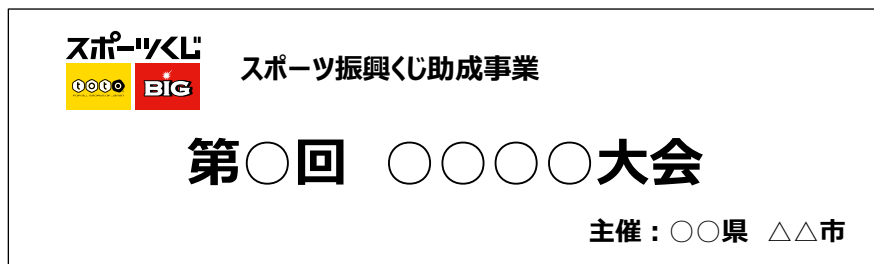


ロゴマーク等の表示例

(1) 施設における標識への表示例



(2) スポーツ教室、スポーツ大会等における看板への表示例



(3) パンフレットその他の印刷物への表示例



(4) Web サイトへの表示例

助成事業者の Web サイトに、以下のロゴマーク等（センターホームページからダウンロードすること

ができます。）を表示するとともに、スポーツくじ (toto・BIG) 理念広報サイト「GROWING」(URL は以下のとおり。) ページへリンクを行ってください。

⇒ <http://www.toto-growing.com/>



(5) 取得財産等への表示例



フラッグ及びバナー

センターから配布又は貸与されたフラッグやバナーについては、見やすい位置に表示すること。

◆助成事業表示用フラッグ

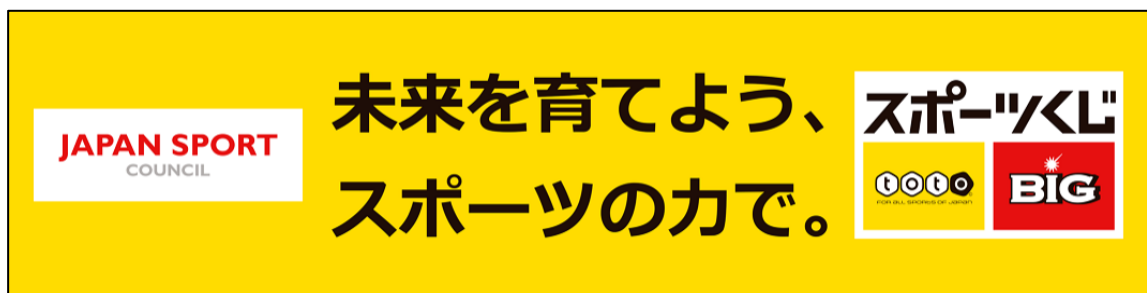
(縦：115cm、横：約150cm)



◆大規模なスポーツ大会や助成により整備した施設への掲出用バナー

(大サイズー縦：約180cm、横：約720cm)

(小サイズー縦：約90cm、横：約360cm)



その他

(1) 記述表現について

「toto」を記述的に表現する場合は、大文字の「TOTO」やカタカナ「トト」は使用せず、半角小文字で「toto」と記述してください。

また、「BIG」を記述的に表現する場合は、半角大文字で「BIG」と記述してください。

(2) 音訳表現について

「toto」を音訳的に表現する場合は、「トートー」や「トート」は使用せず、「トト」と呼称してください。